

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【公開番号】特開2016-110754(P2016-110754A)

【公開日】平成28年6月20日(2016.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-037

【出願番号】特願2014-245074(P2014-245074)

【国際特許分類】

H 01 B 7/18 (2006.01)

H 01 B 7/20 (2006.01)

H 02 G 3/04 (2006.01)

H 05 K 9/00 (2006.01)

F 16 L 9/02 (2006.01)

【F I】

H 01 B 7/18 D

H 01 B 7/20

H 02 G 3/04

H 05 K 9/00 L

F 16 L 9/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月29日(2017.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のシールド導電路は、前記シールドパイプの先端部外周に取り付けられる環状取付部と、前記シールドパイプの先端面における前記第1挿通路の開口領域を全周に亘って包囲するように接続される筒状接続部とを有する接続部材を備えており、前記筒状接続部に前記可撓性シールド部材が接続されることで前記シールド筒が構成されていてもよい。

この構成によれば、接続部材を介すことにより、シールドパイプと可撓性シールド部材を接続すると同時に、シールド筒を構成することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

遮蔽壁43は、可撓性シールド部材12のように金属素線を編み込んだ編組部材や、金属箔等からなる。遮蔽壁43の1つの縁部は、シールドパイプ11の先端面17のうち2つの第1挿通路14Fと第2挿通路14Sとを区画する第2仕切壁15Sの全領域に亘って接続され、遮蔽壁43の他の縁部は、可撓性シールド部材12に接続されている。遮蔽壁43を接続する手段としては、溶接や接着等を用いることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

上記実施例2のシールド導電路Wbでは第2電線20Sが可撓性シールド部材12の導出口44を貫通してシールド部10の外部へ導出されていたのに対し、本実施例3のシールド導電路Wcは、シールドパイプ11の周壁部16のうち第2挿通路14Sを構成する第2周壁構成部16Sに導出口50を形成し、第2挿通路14Sに挿通した第2電線20Sを、この導出口50からシールド部10外へ導出している。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

また、実施例2と同様、シールドパイプ11の先端部外周には可撓性シールド部材12が固着されている。可撓性シールド部材12の一部は、曲げ変形され、第2挿通路14Sの開口領域の全体を塞ぐようにシールドパイプ11の先端面17に接続されている。具体的には、可撓性シールド部材12は、シールドパイプ11の先端面17のうち第1挿通路14Fと第2挿通路14Sとを区画する第2仕切壁15Sの全領域と、第2挿通路14Sを構成する第2周壁構成部16Sの全領域に亘って接続されている。この可撓性シールド部材12とシールドパイプ11との接続部分は、半田51により離脱しないように固着されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

本実施例3のシールド導電路Wcは、可撓性シールド部材12がシールドパイプ11の先端部外周に取り付けられ、第2電線20Sが、第2挿通路14Sを構成する第2周壁構成部16Sの導出口50を通ってシールドパイプ11の外周側へ導出されている。また、可撓性シールド部材12の一部が、シールドパイプ11の先端面17に対し、第1挿通路14Fの開口領域の全体を包囲するように接続されている。そして、可撓性シールド部材12のうち第1挿通路14Fに連通する筒状部分が、シールド筒53となっている。この構成によれば、第2電線20Sがシールドパイプ11に形成した導出口50を通って外部へ導出されているので、可撓性シールド部材12には第2電線20Sを導出させるための加工等が不要である。